（中央区）

**○**[**中央区公衆浴場法施行条例**](http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\EFServ2\ss000E90FD\GUEST&TID=1&SYSID=1080)

平成二十四年三月三十日

条例第十七号

第一条から第三条　＜省略＞

(普通公衆浴場の構造設備の基準)

第四条

＜中略＞

4　区内の普通公衆浴場において、ろ過器その他の機器(以下「ろ過器等」という。)を使用して浴槽水を循環させる場合における当該ろ過器等の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　ろ過器は、浴槽水の水質を次条第二項第五号に規定する水質基準に適合させることができるろ過能力を有していること。

二　浴槽水がろ過器を通過する前の位置に集毛器を設けていること。

三　ろ過器は、十分な逆洗浄ができる構造であること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

四　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

五　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

六　循環してろ過された湯水を浴槽の底部に近い部分から補給する構造であること。ただし、これにより難い場合は、入浴者の湯水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するため、湯水を補給する位置に囲いを設置する等の有効な措置が講じられていること。

七　浴槽内の循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するため、堅固な金網又は目皿の設置等の有効な措置が講じられていること。

(普通公衆浴場における措置基準)

第五条　法第三条第二項に規定する措置の基準(以下「措置基準」という。)で、区内の普通公衆浴場の営業者が講じなければならない換気、採光、照明及び保温に必要なものは、次のとおりとする。

＜中略＞

2　区内の普通公衆浴場の営業者が講じなければならない清潔を保持するために必要な措置基準は、次のとおりとする。

一から四　＜省略＞

五　浴槽水の水質基準を区規則で定める基準に適合させること。

六　浴槽の湯水を常に満杯に保つとともに、清浄な湯水を当該浴槽に十分に補給すること。

七　浴槽水の交換を区規則で定める回数以上行うとともに、浴槽を十分に清掃すること。

八　温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を使用するときは、貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定める回数以上の清掃及び消毒を行うこと。

九　貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つことにより、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

十　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次のとおりとすること。

イ　ろ過器のろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するための逆洗浄等を区規則で定める回数以上行い、かつ、内部の消毒を行うこと。

ロ　浴槽水を循環させるための配管の内部の消毒を区規則で定める回数以上行うこと。

ハ　集毛器の内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去するための清掃を区規則で定める回数以上行うこと。

ニ　塩素系薬剤により浴槽水の消毒を行い、当該浴槽水の遊離残留塩素を区規則で定める濃度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ　浴槽水の水質検査を区規則で定める回数以上行うこと。

十一　前三号に規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、当該記録に係る書類を三年間保存すること。

＜以下省略＞

**○**[**中央区公衆浴場法施行条例施行規則**](http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\EFServ2\ss000E90FD\GUEST&TID=1&SYSID=1052)

平成二四年

規則二三号

第一条から第八条　＜省略＞

(施設の清潔を保持するための措置)

第九条　条例第五条第二項第一号の区規則で定める回数は、毎日一回とする。

2　条例第五条第二項第二号及び第三号の区規則で定める回数は、毎月一回とする。

 (浴槽水の水質基準)

第十条　条例第五条第二項第五号の区規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、区長は、第一号又は第二号に掲げる基準により難く、かつ、衛生上支障がないと認めるときは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる基準を適用しないことができる。

一　濁度を五度以下とすること。

二　過マンガン酸カリウム消費量を一リツトルにつき二十五ミリグラム以下とすること。

三　大腸菌群数を一ミリリツトル中に一個以下とすること。

四　レジオネラ属菌が検出されないこと。

 (浴槽水の交換)

第十一条　条例第五条第二項第七号の区規則で定める回数は、毎日一回とする。

(貯湯槽を使用するときの措置)

第十二条　条例第五条第二項第八号の区規則で定める回数は、毎年一回とする。

2　条例第五条第二項第九号の区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

 (ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第十三条　条例第五条第二項第十号イ及びロの区規則で定める回数は、毎週一回とする。

2　条例第五条第二項第十号ハの区規則で定める回数は、毎日一回とする。

3　条例第五条第二項第十号ニの区規則で定める濃度は、一リツトルにつき〇・四ミリグラムとする。

4　条例第五条第二項第十号ホに規定する水質検査は、レジオネラ属菌について行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとし、同号ホの区規則で定める回数は、毎年一回とする。

＜以下省略＞